

環境公益侵害と紛争：訴訟を提起する権利は誰が有するか？

～ 中国における公民環境訴訟制度確立の必要性について～

(報告要旨)

汪 勁*

一．はじめに

本稿は、2005 年前後に中国において発生したいくつかの重大な環境侵害紛争案件の比較分析を踏まえて、司法の側面におけるわが国の公民環境訴訟制度の確立を検討することで、環境侵害紛争の課題に速やかに対応しようとするものである。

二．典型的な環境侵害紛争議案から現行法の救済制度の不足を考える

(一)典型的な環境侵害紛争議案が反映している問題

- 1．四川省沱江重大水汚染事故案件：沱江の生態環境の深刻な破壊の“清算”を誰がすべきか？
- 2．北京市の西沙屯～上庄～六郎庄の送電線工事環境影響争議案件：発生の可能性のある電磁波がおよぶ小区の住民の健康権益への危害に対して誰が責任を負うのか？
- 3．APP 雲南省林破壊争議案：原始林の生態破壊の損失を誰が負担すべきか？
- 4．円明園水漏れ防止工事環境影響争議案：計画の違法審査と工事損失に対して誰が責任を負うのか？
- 5．雲南省怒江水力発電開発環境影響争議案：環境公益訴訟を提起する権利を誰が有するのか？

(二)わが国の現行の環境紛争に関する行政処理と訴訟制度の到達点

- 1．典型的な環境公益侵害紛争案件に対して提起された問題のまとめ
- 2．わが国の現行の関係する法律規定に対する回顧

三．中国における公民環境訴訟制度の必要性と実行可能性

(一)国外の環境紛争処理構造と制度からまなぶ

1．アメリカ(コモン・ロー系)の公民訴訟制度

(1)概説

- (2)連邦最高裁判所の当事者適格に対する拡大解釈
- (3)連邦最高裁判所の当事者適格に対する制限解釈
- (4)『種の保存法』の特別規定：自然物の当事者適格

2．日本(大陸法系)の公害紛争処理と公民訴訟制度

- (1)公害紛争処理制度と公害健康補償制度
- (2)民事訴訟による差止請求の実現
- (3)行政訴訟による差止請求の実現
- (4)日本の住民訴訟制度に関して

(二)わが国の公民環境訴訟制度の確立

1. わが国の公民環境訴訟制度確立の必要性和実行可能性。

- (1)公民環境訴訟制度の確立は調和社会構築の基礎。
- (2)公民環境訴訟制度の確立はわが国の環境問題が日増しに先鋭化している現実から必要。
- (3)公民環境訴訟制度の確立は環境保護への公衆参加という原則を具体的に実現させる。
- (4)公民環境訴訟制度の確立は現行の訴訟法制度の不足を補う最適な方式である。
- (5)公民環境訴訟制度の確立は公衆の環境権益が政府や企業の不当な行為による侵害を受けないという保証である。
- (6)外国法の実践がすでにより参考モデルを提供している。
- (7)政府およびその主管部門が法により行政を行い、自己の職権職責を厳格に履行することを促す。

2. わが国の公民環境訴訟制度の確立方式

(1)行政訴訟法および民事訴訟法を改正する方式

行訴法および民訴法の総則に原則条項を増加する・・・公益訴訟制度：

具体的な訴え提起の条件規定において、当事者適格を拡大解釈する。たとえば、「公民、法人あるいはその他の組織が、行政行為が国家利益および社会公共利益を侵害すると認めるときは、検察院に対して公益行政訴訟の提起を申請するほかに、直接提訴することもできる」という規定を提案する。

公益訴訟を提起することができる「利害関係を有する公民」の範囲を拡大させる際には、「利害関係を有する」という文言に対して明確な解釈を示す。立法は、何が法律の利害関係であり、「直接の利害関係」とは何かという問題を明確にしなくてはならない。

利害関係人の概念を民事訴訟法中の直接の利害関係人の概念に取って代えることによって、わが国における民事公益訴訟制度を確立させる。訴訟費用の面においても、例えば「環境公益民事訴訟の原告は（訴訟費用の）支払延期や減免をすることができる。被告が敗訴した場合に対しては、原告の訴訟費用を補償するように命じ、あるいは原告に対して金銭奨励を行う」というような規定を設ける。

(2)環境立法を通じた公民環境訴訟制度の確立

特別法の規範として、環境保護の個別立法において公民環境行政訴訟を規定する。

環境公益訴訟の目的は、主に環境保護、汚染防止および生態破壊、公民の身体健康の保

障および長期的な利益に置き、民事賠償や経済利益のための訴訟ではない。

訴権の乱用を防ぐために、環境公益訴訟を提起する条件を規定する。例えば、「行政訴訟法において、行政機関の行政行為に対して、原告はまず行政機関に提起（告知）し、法定期限内に回答がない、あるいは処理がなされない場合に、公衆が行政訴訟を提起することができる」というような規定である。

環境公益訴訟を提起する主体の明確化。例えば、被害者が不確定、環境に関する権利帰属関係が不明確、被害者数が多くて代表者を確定できない、あるいは被害者数が多いが有すべき訴訟能力が確実に足りないというような状況において、法に基づいて成立した環境保護を旨とする環境保護民間団体が訴訟を提起することができる」と規定する。

公民あるいは民間組織以外に、国家の公訴機関も、一定の事情（行政機関に能力がない、個人あるいは組織に確実に能力がない）のもとで、公共環境利益のために、環境民事公訴あるいは行政公訴を提起することを可能とすべきである。

同時に、環境保護の個別法律の公衆環境権益に関する規定を改正し、訴訟請求権と相互に関連させる。例えば、環境立法を通じて「環境公益」の範囲の境界を確定させる。

四．結論

1．2005年前後に中国において発生した典型的な環境公益侵害争議案件は、中国の現実の環境汚染および破壊の根源が、政府部門の違法審査あるいは開発建設活動に対する審査根拠の不十分さや非科学性にあり、さらに企業の違法経営等の現象も存在していることを説明している。

2．上述の問題に対して、中国の公衆には、法律という手段を通じて環境に対する公益の保護を実現する術がなく、実体法であろうと手続法であろうと、行政訴訟法であろうと民事訴訟法であろうと、公衆はすべて原告適格を有さない。

3．法治国家の経験が証明しているように、訴訟主体の当事者適格を拡大させ、公民の環境訴訟を通じて環境保護を実現させることが、環境公益を有効に保障するより良い方法のひとつである。

4．同時に、環境紛争処理の行政裁決システムあるいは仲裁システムを確立させ、すべての面における公衆の環境権益に対する法律の保護を実現させるべきである。

（完）

* 汪勁（1960 - ） 男、湖北省武漢出身。法学博士。現在、北京大学法学院教授、博士生导师、中華全国律師協會環境與資源法專門員会主任委員。

（翻訳：奥田進一、監修：片岡直樹）